

郡山市物品購入等電子入札参加者心得

(令和7年4月1日適用)

(目的)

第1条 郡山市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う物品の購入、製造の請負及び修繕（以下「物品の購入等」という。）の契約に係る競争による入札（以下「電子入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(電子入札システムへの利用者登録)

第2条 入札参加者は、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）第7条に定める有資格業者名簿に登録された者でなければならない。

2 入札参加者は、電子入札に使用できるＩＣカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ＩＣカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

3 入札参加者が電子入札において使用することができるＩＣカードは、入札参加者の代表者、又は当該代表者から、郡山市入札参加資格審査申請時に入札に関する一切の権限について委任を受けた者のＩＣカードでなければならない。

(電子入札システム利用の原則)

第3条 電子入札においては、郡山市物品購入等電子入札実施要領（令和2年3月24日制定。以下「実施要領」という。）第7条第1項各号に該当する場合を除き、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとする。

2 電子入札においては、入札参加者に対する入札手続に関連する入札参加資格確認通知等の各種通知は、原則として電子入札システムを利用して行うものとする。

(入札保証金)

第4条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

2 落札者が契約を締結しない場合において、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市に納めなければならない。

(入札等)

第5条 入札参加者は、公告、指名通知書及び仕様書並びに入札条件及び契約方法を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、電子入札システムにより、公告又は指名通知書で示す入札期間において入札書又は辞退届を提出しなければならない。

3 入札書には、入札金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力しなければならない。

4 提出された入札書の変更又は取消しは認めないものとする。

5 実施要領第7条第1項各号のいずれかに該当する場合は、書面による入札書又は辞退届の提出（以下「紙入札等」という。）ができるものとする。

6 紙入札等の承認を受けた入札参加者は、実施要領第17条に基づき入札書を財務部契約検査課物品契約係へ持参の上、提出しなければならない。

(内訳書)

第6条 入札参加者は、契約権者から当該物品の購入等に係る内訳書の提出を求められた場合には、これに応じるものとする。

(入札等の辞退)

第7条 入札参加者は、入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札書を提出した以降は、辞退届を提出することができない。ただし、入札

参加者からの申し出により市長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

3 入札期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(電子入札の延期又は中止)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札又は開札を延期し、若しくは中止することがある。

2 次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合で、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。

(1) 自然災害

(2) 広域又は地域的停電

(3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

(4) 前3号に掲げるもののほか入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害
(入札参加者の使用するICカードの紛失若しくは破損又はコンピュータの故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。)

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うものとする。

2 再度の入札の入札期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札の承認を得た入札参加者に対しては、ファクシミリ又はメール等により通知するものとする。

3 入札が無効又は失格になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(無効の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) ICカードを不正に使用して行われた入札等

(3) 実施要領第7条第1項の規定に基づく承認を得ていない紙入札等

(4) 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの紙入札等

(5) 明らかに連合によると認められる入札

(6) 入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることができる。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(契約保証金)

第13条 契約保証金の納付等については、規則の定めるところによる。

(契約書等の提出)

第14条 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印（電磁的記録の場合にあっては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）するとともに、関係書類を添えて速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項の規定により契約書及び関係書類を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後第5条第1項に規定する入札条件及び契約方法並びにこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(見積等)

第16条 電子入札システムを利用して行う物品の購入等の見積及び見積合せについては、この心得の例による。

(補則)

第17条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について質問することができる。